

Ⅱ 学院・大学の対応

地震に襲われた1月17日当日の朝に出勤できた教職員は、ごくわずかだった。正確な状況が分からず呆然としている間に、報道によって次第に震災の全体象と被害の大きさが明らかになり始めた。しかし、通信機能がマヒし、交通網も寸断されていて、十分な状況把握ができずにいた。

大学は、翌18日を入学試験の願書締め切りに設定しており、2月1日からの入学試験を控えていた。また、レポート、論文の提出に続き、2月13日からは定期試験の日程が組まれていた。合格者発表、卒業式、入学者の受け入れと連なる、大学運営にとって最重要期に地震は起き、学院は突然さまざまな難題を突きつけられ、危機的な事態に追い込まれた。

出勤した教職員を中心に全学連絡会（後の災害対策本部）を招集し、情報収集を行うとともに、緊急の対応がさまざまに討議され、切迫した時間との戦いの中で次々に臨時措置が決められていった。

本学には災害時の対応マニュアルが存在しなかった。しかしながら、危機的な状況に直面し、教職員が部署の垣根を越えて一致団結して難局に立ち向かい、紆余曲折はあったものの、なんとか乗り切ることができた。この項は、震災によって生じた緊急事態への種々の対応、災害対策本部によって決定し実施された臨時措置、その過程で起きた事件などの中から学院と大学の主な項目を選出して詳細を以下に報告する。

学院では、災害対策本部の設置、通信機能を確保するための大連絡所開設、広告・広報活動、追悼礼拝の開催、義援金の処理、阪神地区被災私立大学・短期大学連絡会などの8項目。大学は、教職員の安否確認作業、臨時学部長会等の開催、休講、定期試験、入学試験、特別入試、学費減免などの臨時措置、学生の住居確保、学生会館の被災住民への開放、ボランティア講座の開設、総合研究プロジェクト、追悼文集の発刊など19項目を選んだ。

1. 学院

①教職員の安否確認

書庫、ロッカーが倒れ、散乱する書類を片づけて人事課がまずしなければならなかったことは、教職員の安否の確認であった。教職員の人事・福利厚生を主担する人事課としては、組織として教職員の被害状況を一刻も早く把握し、最善策を打つことが最優先課題であった。しかし、人事課員全員が手分けして教職員名簿をたよりに電話をかけるが、非常につながりにくく、遅々としてその作業は進まない。しかたなく、各部課に所属教職員の安否を確認していただき、それを人事課で集約するという形を取らざるを得なかった。

しかし、一言に教職員といってもその範囲は多岐にわたっている。専任教員374人、専任職員262人、客員教授12人、契約教員13人、非常勤講師633人、奨励・博士研究員2人、実験実習指導補佐・教務補佐22人、教学補佐136人、嘱託職員65人、非常勤医師・技師23人、アルバイト職員205人総計1747人の大所帯が多くの職種に分かれている。

人事課としては、(1)所属教職員本人の安否、(2)所属教職員の家族の安否、(3)所属教職員の住居の損壊状況の3点について情報を集約した。また、この1747人の学内教職員の他に学外理事・評議員35人については秘書室、名誉教授80人と定年退職者229人の安否については情報システム課のご協力を頼った。

この安否確認の結果、1月30日現在までに判明した教職員の物故者は、既に掲載した。その方々に加え、ご家族（1親等）で逝去された方々は9人を数える。

人事課では、震災の1ヵ月後、専任教職員を対象に改めて被災状況アンケートを実施した。その中で、家屋の被災状況については以下の通りであった。

全焼・全壊	44人 (6.9%)	45.1%	
半壊・半焼	54人 (8.5%)		
一部 損 壊	189人 (29.7%)		
被 害 な し	187人 (29.4%)		
無 回 答	162人 (25.5%)		
	636人 (100.0%)		

②災害対策本部の設置

震災の日、被災状況視察のため学内一巡を終えた理事長、常務理事が総務部長及び、鳥越皓之副学長と相談の結果、当日出勤している教職員による会合を開くことを決定。とりあえず、内線電話で連絡のつく部課の教職員を本部大会議室に招集。各部署の被害状況報告がなされた。

1月17日、10時20分開催の会合には理事長以下14部局から17人が出席。理学部の小火、第4別館の壁面亀裂の状態、学生会館の電気不通、新グラウンド受水槽損壊による全学断水が報告された他、本会を「全学連絡会」と称することを伝えた後、まずは、教職員、学生・生徒の消息確認を申し合わせて散会。

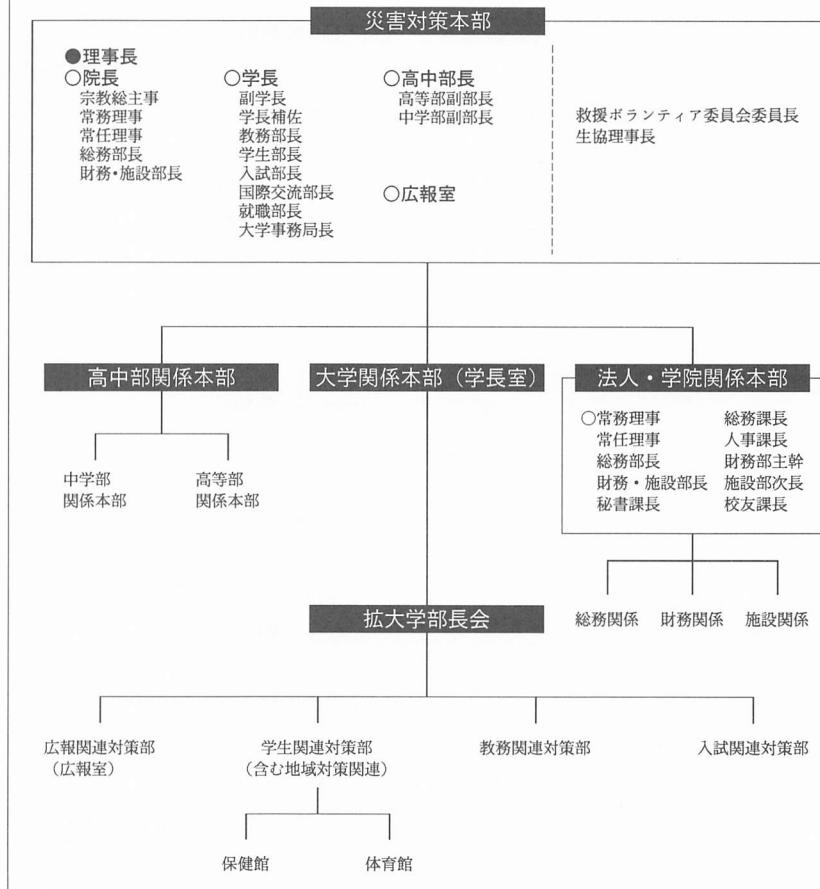
同日14時からの会合には18部局22人が出席。近隣の下宿倒壊による学生死亡

の情報が伝えられた。その他、大学入試の願書受付期限を21日の消印までを有効とすること、その週中の休校、被災下宿生に対して公的避難場所を避難先と告知すること等を決定。併せて「全学連絡会」を当分の間10時と14時の1日2回の開催とする他、各部課1人を出席させることを申し合わせた。

翌日以降は出勤者も多くなり、ほぼ全部局から教員、職員の出席が得られることとなった。「全学連絡会」での協議、決定、報告事項は「記録メモ」(VII資料参照)として添付する。

1月20日、朝、緊急時の危機管理体制の整備について組織図を附した素案が提出された。これを詳細に検討した学院執行部では、成案を作成し、連絡会に配布。翌週23日の常務委員会にて「地震災害に対応し、学院全体が一丸となって復旧に向けて早急に活動するため、兵庫県南部地震災害対策本部を本日をもって設置する」との議決を得た。以下に組織図とその内容を記す。

兵庫県南部地震災害対策本部



上記の他に、緊急体制の整備内容として、特に入試を控えた大学執行機関について概略として以下の整備を行うことが決められた。

まず、拡大学部長会の設置と開催については、教授会、大学評議会、大学院委員会の権限の一部を拡大学部長会に集中し、緊急事態に即応した審議決定を行うこととした。その構成は、学部長、大学評議会全学選出評議員数名、学長室会構成メンバー、生協理事長及び、宗教活動委員会委員長（ボランティア担当）。

さらに、入試体制強化のためには、拡大学部長会に入試の追試・再募集実施検討小委員会を設置するほか、実施に際しては、教職員の補充が図られることとなった。その他、学部支援の体制を組むことが決められた。

次いで、対策本部会議では「対策本部広報」を適時発行して、被害状況と対策、学内外の動き等を全教職員に伝え、情報の共有化を図った。

災害対策本部会議は、連日午前中の開催であったが、2月1日の大学入学試験日からは夕刻開催を予定していた。2月1日、17時30分開催の本会の席上「日本基督教団“阪神大震災”救援活動センター」の一行が乱入。自己の主張を繰り返すのみならず、刃物まで取り出し、深夜23時まで会議出席者を退出させないという暴挙に出た（本件については、P.40参照）。このような事態を勘案して、入試期間中の本会は休会とし、その後は2月10日、15日に開催した。28日の会合で以後通常の各委員会組織の運営が可能と判断され、同回の開催をもって任務を終了し解散した。

③大阪連絡所の開設

被災地・西宮市では地震後の一週間ほど電話が輻輳（ふくそう）し、通信機能が麻痺した。

NTT回線の一般加入電話は、最大で通常の50倍に上る通話申し込みが殺到し、最大95%が交換機で自動的に規制された。学内の電話はほとんど機能せず、特に発信が困難を極めた。災害時優先回線になり、被災地では最も機能していた公衆電話も学内外とも住民や学生で長蛇の列ができ、専用的に利用することはできなかった。また、比較的かかりやすかった携帯電話も学内に保有しておらず、本学は学外との連絡がとれない「陸の孤島」状態に陥った。

こうした状況により、地震から2日後の1月19日、通信状況の良好な大阪市内に間接的ながらも通信手段を確保するために出先機関を開設することを検討。20日、阪急電鉄梅田駅と隣接する新阪急ホテルの客室一室を借り、加入電話を2本（うち1本はファクス）引いて「関西学院大阪連絡所」を開設した。

併せて21日朝刊の新聞広告で関西学院の問い合わせ先として大阪連絡所の電話番号を掲載した。午前4時から電話が鳴り始め、在校生、受験生、同窓生からの問い合わせが殺到した。特に開設から数日間は、1日300本以上かかり、終日受話器を置く暇がない状態だった。当初は広報室員と教務課員のほかに有志の教職員らが電話対応にあたり、途中からは教務課が人員配置を調整して全学部からの教員が数人ずつ交代で泊まり込んだ。

問い合わせの大半は被災した在学生からで、避難したため勉学する環境ではなく、レポート、定期試験での扱いなどについて不安を訴えた。大学への電話がつながらず、情報が得られないため不安感を募らせていました場合が多く、被災学生に対する特別措置を検討していることを伝えた。何よりも被災学生に安堵感を与えることを最大の目的にして対応した。

合計の本数は統計を取っていないので分からぬが、開設1週間で少なくとも1,000本以上の問い合わせがあったと考えられる。かける側の学生も20回に1回ぐらいの確率でしか通じなかつたようだが、担当者の説明を聞いた学生が複数の友人に伝えるなど、波及的にかなりの学生に口コミで大学情報が広がり、学生らの動揺を最小限に抑える効果があったと考えている。

また、この大阪連絡所から報道機関に学院の決定事項などの資料をファックス送信することができた。連日学院で開かれていた全学連絡会・災害対策本部会議の決定事項などは、広報室員が自転車で阪急電鉄西宮北口駅まで走り、電車に乗りピストン輸送した。

開設1週間を過ぎたあたりから西宮市の通信状況が回復してきたこともあり、問い合わせの件数は大きく減少して、2月8日に閉鎖した。

今回の連絡所開設については、いくつかの反省点がある。まず、実際に電話が通じないことの重大さに気がついたのは地震が起きた翌日で、外部との連絡が取れずに連絡所設置に動いたのは3日後の20日。直後から動いていたら、もっと学生や受験生たちの動揺が防げたと思う。なんといっても、危機の場合は初動が大切であることを痛感している。

また、大阪市内の連絡所は通信状況が良好といつても、被災地の学院に連絡がつかないのは同じである。今回は広報室員が自分の足で情報のピストン輸送をしたが、携帯電話あるいは無線、衛星回線などを、両者の間をつなぐ通信機能として利用することでもっと有効に利用できるはずである。

④広告・広報活動

入学試験、定期試験を目前に控えた時期に震災が起きたこともあり、広域に存在する1万5千人の学生、3万4千人の受験生に対して、敏速に情報提供することが課題だった。地震翌日に設定されていた入学試験の出願締め切りの延期、秋学期の全授業の中止、論文・レポート等提出期間の延長、入学試験・定期試験の予定通りの実施、被災した在学生・受験生への特別措置、学費減免……。次々に決定されていく臨時的な措置をどのように伝えるか。通信機能が麻痺している状況の中で、有効な情報伝達手段を模索しながらの広報活動となつた。

1) 広告利用

(1) 新聞広告 (P.258、259資料参照)

1月中に計4回の臨時広告を下記の通り掲載した。要した費用は約3000万円。
〈第1弾〉1月20日朝刊
掲載紙……朝日、毎日、読売、日経、産経、大阪、京都

掲載エリア……兵庫、大阪、京都、奈良、滋賀、和歌山、三重、島根、鳥取、岡山、広島、香川、徳島、高知、愛媛

内容……大学志願者向けに、出願締切日延長、受験票発送、入試日程等

〈第2弾〉 1月21日朝刊

掲載紙……朝日、毎日、読売、日経、産経

掲載エリア……兵庫、大阪、京都、奈良、滋賀、和歌山

内容……在学生向けに、休講、定期試験の日程及び大阪連絡所の開設

〈第3弾〉 1月24日朝刊

掲載紙……朝日、毎日、読売、日経、産経、神戸

掲載エリア……全国

内容……定期試験、リポート締切、追試等詳細告知及びボランティア募集

〈第4弾〉 1月29日朝刊

掲載紙……朝日、毎日、読売、日経、産経、神戸

掲載エリア……全国

内容……被災学生・生徒、入学生への学費減免及び中高大の入試日程

最も急を要したのは、入試の日程、出願締切日の延長などを志願者へ告知するための広告出稿であった。1月19日の全学連絡会で了承を得て文案作成の協議に入り、夕刻に完成。担当者は来室していた新聞記者に携帯電話を借りて広告代理店へ電話で送稿した。あわせて担当者は西宮北口まで自転車で走り、阪急電鉄で大阪市内の代理店に駆けつけ、出来上がった版下で校正。ぎりぎりの作業で何とか20日朝刊に掲載することができたものの、その冒頭に被災者へのお見舞いの文章が欠如していることが判明。あわてて修正を申し入れたが、締め切り間際のため、大幅修正すれば掲載が1日延びる。決断を迷ったが、速報性の観点から修正を見送り、やむなく20日掲載をとった。

第2弾は21日、学生へ向けての告知。学生は震災から丸4日間、正確な情報がないまま学院の状況を気遣ったであろう。各種措置が定まらないまでも、とりあえず学院の被害が軽微であること、後日連絡するまで待機することなどを告知し、学生を一刻も早く安心させることを考慮すべきであったと反省せられる。

第1弾と第2弾の広告はともに掲載エリアを大阪、関西エリアに限った。下宿生等、やむなく実家へ戻った学生諸君、地方からの志願者のことを考えると全国に掲載すべきであったと思うが、掲載料金が大阪・関西エリアに比べ約3倍もの高額となるため、財政面への配慮が逡巡を生んだ。第3弾、第4弾はその反省から全国へ告知を打った。

大学関係で最も早く広告掲載を行ったのは龍谷大学である。震災翌日の18日に学年末試験の日程変更を臨時広告で掲載している。被災大学ではないため、素早い対応が可能であったと推察されるが、翌19日には同志社大学、芦屋大学など7校が入試、学年末試験の日程等について告知を掲載している。

情報伝達には確実性と、速報性が要求される。本学の場合、第1弾が1月20

日。混乱時の状況を考えれば、対策等検討事項が多く、やむを得なかつたかもしない。だが、今後、緊急時には対策本部の中に、緊急広報体制を加え、敏速に動けるシステムを整えることが必要であろう。

(2) ラジオ・スポット広告

最も憂慮されたのが、被災地の中の学生・生徒諸君への情報伝達であった。交通が遮断されたに近い状況下で被災地の受験生や学生・生徒諸君宅に新聞が配達されているのかどうか疑問であった。そこで電波広告ならば少なからず学生へ届くのではないかとの期待をこめ、AM 2局、FM 3局を使い、下記のとおり20秒スポットを流した。要した費用は約1000万円だった。

スポット A 受験生向けに本学への交通手段案内

スポット B 被災入学生に対する学費減免と特別入試の案内

放送局 MBS FMO FM802 AMK KIS

期間 1月30日～2月2日 計67スポット

スポット C 被災学生・生徒に対する学費減免の告知

放送局 MBS FMO FM802 AMK KIS

期間 2月1日～2月8日 計43スポット

ラジオスポットに関しては震災当初、震災のための緊急広告である場合、一部の局ではその制作費を無料とするところがあった。本学がラジオスポットに着手した時点ではすでにそのサービスは終了したあとであった。今後は緊急時、広告代理店と密接な関係を保ち、効果的な方法を早期に提供してもらうことも考慮に入れる必要があろう。また、被災地の学生・受験生諸君のことを思うと、早期にラジオスポットで情報提供することを考慮に入れるべきであった。

2) 広報活動

(1) 対報道機関

報道機関へ情報を伝達する作業は、地震発生翌日の18日午前から始まった。まず、大学および中学部の入学試験の出願締め切りを18日から21日まで延長する旨を学内の公衆電話から大阪市内の報道機関に伝え、幹事社を通じて全社に連絡してもらう形をとった。

報道機関に向けた被害状況に関する資料も第1報（P.256資料参照）を作成して、19日に西宮市政記者クラブへ自転車で運び、加盟各社に配布した。この第1報には、簡単な被害状況のほか、とりあえず21日まで休校措置をとったこと、前述の入学試験出願締め切りをさらに23日まで再延長すること、学生会館を学生や避難住民に開放していることなどを報告した。また、学院北側の仁川百合野町で起きた土砂崩れで、本学柔道部の学生30人が合宿していて生き埋めになったとの報道がテレビで繰り返し流されていたため、誤った情報であることを確認のうえ否定した。さらに、ある全国紙で「関西学院大学も倒壊し」と報道されたことについては、全面的に誤りであることを記した。

この第1報の資料は、新聞広告の手配を担当した広報室員が、大阪市内の大手広告代理店に出かけた際にファクス機能の提供を受け、大阪市内の報道機関

全社に送信してもらった。

続いて1月20日に第2報を作成し、西宮市政記者クラブに配布したほか、大阪市内の報道機関に直接配布して回った。この第2報には、秋学期の全授業中止、定期試験・入学試験の予定通りの実施などを報告した。1月24日には第3報で、中学部の入試延期、ボランティア活動について報告。1月27日には第4報で、高中部の入試日程、被災した受験生を対象とした特別入試の実施、学費減免措置などについて報告した。第3報からは、徐々に通信機能が回復してきたので、広報室のファックスを利用して報道機関に送信した。

また、1月31日に週刊広報紙の「K.G.WEEKLY NEWS」30号（P.257資料参照）を再開し、以後従来通りに毎週発行した。2月21日にはタブロイド版の学内広報紙「関学ジャーナル」の震災特集号を号外（2ページ）で発行した。

【犠牲者氏名の確認】

地震後の1週間ほどは、報道機関から犠牲者の氏名などに関する問い合わせが少なからずあったが、2週間ほどかけて最終的に確認できるまでは学内で収集した情報は一切公表しなかった。学校は警察と違い、遺族による身元確認の作業にも立ち会っていない。構成員の犠牲者の調査についても伝聞情報が多く、実際に死者リストに記した学生が学部事務室に現れたといった例も数例あった。逆に、死亡していたと思われた元職員が健在だったとの情報が学内に流れ、外部にこの情報が未確認のまま流れてしまい、後に誤報だったことが分かり、警察から注意を受けた。

最終的に大学はこれらの情報を確認し、公開する義務があると考えるが、第一義的に犠牲者の身元確認は警察などの公的機関の担当すべき業務であり、確認能力のない学校が不正確な情報を流すことは避けなければならない。

【誤報の訂正依頼】

18日に日本私立大学連盟の職員から公衆電話を使って、「読売新聞で『関西学院大学が倒壊した』と報道されているが、本当か」との連絡が入った。実は、読売新聞は、地震当日の17日夕刊でヘリコプターから観た被災地のルポを掲載しており、その記事の中に「関西学院大学が倒壊」と書かれていた。

しかし、新聞は各紙とも当日の夕刊は本学には配達されておらず、電話も不通のため、記事を確認できないままに18日に西宮市政記者クラブで同社のクラブ詰めの記者に訂正記事掲載の希望を伝えた。これにより19日に同社から二人の記者が本学を訪れ、半日以上取材したうえで、20日朝刊の社会面に「関学、学生会館を開放」との見出で「関学の建物はほとんど無傷で」との修正記事（一段）が掲載された。

しかし、その後も電話の通信状況が回復し始めるとともに、全国から問い合わせが相次いだため、詳しく調べたところ、関西圏以外の地域では、17日夕刊で「倒壊」の記事が掲載されながら、その後の修正記事が掲載されていなかった。このため、近畿圏を除く全国の多くの人が「関西学院大は倒壊した」と思いこんでいる可能性があった。これは、東京、名古屋、小倉でも2月1日から

入学試験を行う本学にとっては、受験者などへの計り知れない影響が憂慮された。

このため、大阪本社の読者相談室に連絡し、全国からの問い合わせが続いていることを伝え、訂正の依頼をしたが、「該当する記事は見当たらない。確認してから再度電話してほしい」との返答を受け、再度調査を行ったところ、近畿、九州などの地域では、最終版で記事が「倒壊」から「校舎の壁が壊れ」に修正されていた。各地域での早版からの表現をすべて調査したうえで、こちら側の状況も詳しく説明した文書を作成し、1月27日に大阪本社へ広報室員が持参。いったんは面会を拒否されたが、粘ったすえに編集局長に直接手渡すことができた。

以後の対応については、読売新聞社には十分な誠意を示していただいた。翌日夕刊での訂正記事に加えて、翌々日の朝刊で関西学院が健在である旨を再度掲載するなど、異例とも思える配慮をしていただき、深く感謝している。

このほか、通信機能が充分に回復していないこともあり、本学に関する誤った情報が錯綜して、新聞、テレビで報道され、訂正をお願いした件数は4件に上った。そのうち1件は記事内容に関する学内の部局が激しい抗議を直接行ったが、報道機関への抗議、訂正の依頼などは広報室を通して行うことがその後の良好な関係を維持するためにも重要であると思われる。

(2) 対行政機関等

文部省（大学課、私学助成課、私学行政課など）への報告は、学長室や秘書室が担当したが、このほか県や市の災害対策本部、日本私立大学連盟、私学助成財団などへの報告については分担して行う必要がある。

私大連には、被災地の大学の情報を集約して、何らかの広報機能を肩代わりしてもらうといった協力体制などは、今後検討に値する課題と思われる。

(3) パソコン通信

世界的なネットワークのインターネットは回線が切断されずに震災直後も機能しており、神戸市も被災状況をインターネットを通じて映像とともに全世界に流した。文字に加えて写真画像や動画も送ることができ、大学からの公式な情報として提供できる。本学でも、1月下旬と2月中旬に2回、インターネットに英文で本学の被災状況やその後の活動についての紹介文を載せた。ただ、ホームページがなかったため、検索しにくかった可能性はある。

また、ニフティサーブなど民間パソコン通信会社の商業ネットワークにも直後から震災専用スペースが設けられ、情報が提供できた。ただし、いずれの場合も、大学の情報を個人で流さないように学内へ呼びかける必要がある。発信は一元化して正確な正式情報を流さないと、誤った情報がコンピューター内で増殖、拡散する危険性が含まれている。現に今回も、新聞を読んで「大学も倒壊した」という伝聞情報を事実のようにして書き込んでいる例があった。また、個人による情報提供では、事実に即さない情報が含まれる場合もあり、注意する必要がある。

⑤義援金の状況

(4) テレホンサービス

新聞広告に掲載した授業、リポート、定期試験などに関する情報をテレホンサービスでも提供した。

(5) 学内広報

災害時には通常の手続きを踏まずに特別措置などが対策会議で決定され、それに応じて各部課で実務作業が進められる。こうした状況下では、各部課で平常時のようにミーティングで情報を共有することが困難になる。効率的に業務を進めるため、決定事項などを学内の教職員に浸透させる必要があり、本学では秘書室が2回ほど災害対策本部の広報紙を臨時に作成して配付した。

「震災義援金」は急遽1月23日から校友課を窓口として義援金口座を開設したが、予想以上の金額が寄せられた。その内容は個人・団体・法人など多種多様で、同窓関係者のみならず、他大学関係者やその他の関学を支援してくれる方がたからの振り込みが目立っている。

法人では、関西学院と取引のある企業や同窓生が社長をしている企業などが多く、その他法人としては近隣の大学をはじめ、キリスト教系の大学など他の私立大学から、また日本私立大学連盟やキリスト教学校教育同盟などの教育関係の法人などが多い。

団体では、まず同窓会関係では北は北海道支部から南は鹿児島支部までの全国の32支部、海外ではニューヨーク支部をはじめ創設したばかりのデュッセルドルフ支部など8支部、支部とはなっていないが活発な活動を続けているパリ・エッフェル会やカナダ・バンクーバー新月会、香港弦月会などからも届けられている。また、旅行業新月会などの業界団体、シャープ弦月会などの企業団体、アメリカンフットボール部後援会や棘吐会、柚木ゼミOB会などクラブやゼミのOB会など同窓生の様々な団体が目立っている。その他の団体としては、教職員関係団体、キリスト教関係団体、他の大学、高等学校、中学校などの団体から義援金が寄せられた。

個人では教職員をはじめとし、同窓生、学生、生徒、一般市民から様々な形で義援金が届けられた。

また、特筆すべきは同窓会鹿児島支部の方々が、「青春の地・関西を救え」と関西大学や同志社、立命館大学の卒業生に呼び掛けて、阪神大震災救援のために義援金の募金に立ち上がったことである。

なお、直接的な義援金という形ではないが、1995年度入学試験会場として使わせていただいた学校法人明治学院、財団法人研数学館、学校法人北九州予備校から会場費免除という暖かいご支援をいただいたことは忘れてはならない。

義援金寄付者に対して3月16日現在での義援金総額および寄付者ご芳名を掲載した「関学ジャーナル」震災特別号を3月31日付けで発行し、全員に送付した。

なお、寄せられた義援金はすべて関西学院教育振興会を通し、住所等が判明

している法人、団体、個人に対して領収書を送付した。

阪神大震災義援金

1995年3月31日現在

	入金状況	
	件数	入金額(円)
法人	75	10,298,000
団体	84	44,935,126
個人	212	8,638,360
合計	371	63,871,486

阪神大震災義援金(内容別一覧)

1995年3月31日現在

	入金状況	
	件数	入金額(円)
学院の復興	203	49,329,162
中学部の復興	16	6,737,000
高等部の復興	12	453,900
理学部の復興	3	490,000
教職員のために	2	505,000
学生のために	1	200,000
留学生のために	6	365,000
ボランティア活動	128	5,791,424
合計	371	63,871,486

⑥阪神地区被災 私立大学・ 短期大学連絡会

震災以降、学内で連日開催されていた「全学連絡会」及び「災害対策本部会議」で本学の被害状況が明らかになるにともない、災害復旧、学費収入、その他、被災教職員・学生生徒等への特別貸付制度をはじめとする救済措置等による財政見通しが固まりつつあった。

一私学としての対応は当然ではあるものの、被災した私立大学がこぞって現下の状況を関係省庁にアピールし、一刻も早い対策を国政当局に求める道はな

いものかとの問題提起が財務部長からなされた。

これを受けて理事長は即座に、被災地域の大学が結束して当局に要望を行うことの重要性を武庫川学院の日下晃理事長と話し合い「阪神地区被災私立大学・短期大学連絡会」結成が図られた。

武田、日下両理事長により名簿が作成され、その結果、29法人（40大学・短大）の代表者宛に、まず、被災状況調査を行い、そのデータをもって国政当局への要望を行うことが取り図られた。事務局となった本学秘書室および、武庫川学院秘書課との連繋により、2月7日には被災状況アンケート調査要旨を配布するとともに、第1回目の会合を2月17日に武庫川学院にて開催することを通知した。以下に案内文骨子を記す。

「(略) 被災地である各大学、短期大学の理事長あるいは学長等の職責を負っておられる方には、授業の再開、入学試験、新学期にむけて学校の復興など多くの悩みをお抱えだと存じます。また、全国の大学、短期大学が被災学生の学費免除などの救済措置を早々と打ち出しております。私たち被災地の大学、短期大学も同じような措置を講ずるべきだとは存じますが、学生の大半を被災地から迎えている我々阪神間の大学、短期大学の場合は、校舎や設備に受けた大きな損害に加えてのことですので、その財政的負担は被災地以外の大学、短期大学とは比べることが出来ないほど大きなものでございます。また、学生のみならず被災した教職員への援助も考えなくてはなりません。

文部省当局は『然るべき援助をしなくてはならないと思っている』とおっしゃいますが、今のままでは減免措置をとった額の全てを補填して戴けるとは到底思えません。

つきましては、被災地の私立大学、私立短期大学の責任者あるいはそれに代わる方々にお集まり戴き、情報の交換と今後の計画などを話し合う会を持たせて戴いては如何なものかと存じます。(略)」

2月12日には、先の案内状に引き続き、アンケート用紙を参加法人に送付した。配布したアンケートの調査項目は、1. 人的被害、2. 建物（名称・被害状況・補修または建て替え必要金額）、3. 設備（同）、4. 備品（同）、5. 土地（同）、6. 入試への対応、7. 期末試験への対応、8. 新学期への対応、9. 被災学生への対応（対応策、入学金、学納金、見舞金、貸付金、その他）、10. 被災教職員への対応（対応策、見舞金、貸付金、その他）、11. 地域被災者への対応（対応策、避難所提供場所、提供物品、地域への救援活動）、12. 物的被災総額、13. 貸付金等出費予想額等、A4判5頁にのぼるものであった。回答は2月17日の初会合に各法人が持ち寄り、会議の場でとりまとめるとともに、参加全法人からの報告により情報交換を行った。

当日、本会の名称と、武田、日下両名を代表とすることを承認。その後、国政当局への要望についてを審議。検討の結果以下の「要望事項」を採択。調査内容のまとめとアンケート回答及び、被災状況写真アルバムを添えて文部大臣に提出することになった。なお、この会合の模様については、テレビ、新聞等

でひろく報道されるところとなり、その活動は社会の注視を浴びることとなった。

【文部大臣宛要望書】

私学教育の振興につきましては、平素から格別のご高配を賜り、関係者一同心から感謝申し上げる次第です。

去る1月17日未明に発生した兵庫県南部地震は、兵庫の私学に人的にも物的にも極めて甚大な被害を及ぼすに至りました。

茲に、未曾有の阪神大震災に被災した私立大学及び短期大学40大学29法人代表は、2月17日に会合を持ち、相互に被災状況について情報交換のうえ、別紙のとおり要望事項を取り纏めましたので、何卒格別の助成方策をおはかりくださいますようお願い申しあげます。

要望事項

1. 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の運用に当たっての特別措置

- (1) 現行の補助率2分の1を3分の2に引き上げて適用していただきたい。
- (2) 仮設校舎の建設、校地の整地・補強、機器備品、図書等に要する費用が補助対象となるよう適用範囲を拡大していただきたい。
- (3) 復旧が数年に亘ることが予想されるため、それに対応する予算措置を講じていただきたい。
- (4) 激甚災害法の適応に当たって、申請手続の簡素化をはかっていただきたい。

2. 受験料、授業料等学納金の減免措置に対する特別補助

被災した学生・生徒等にたいする受験料、授業料等学納金の減免措置を実施した被災私立学校に対しては、全額補填の予算措置を講じていただきたい。

3. 貸付事業に係る特別措置

- (1) 災害復旧費に係る融資に関しては、貸付限度額の引き上げ、貸付利率の引き下げ、据置期間及び返済期間の延長並びに貸付対象の拡大等につき特別の配慮をお願いしたい。

- (2) 災害復旧費に係る融資に関しては、私学振興財団等からの利子補給制度を設けていただきたい。

4. 受配者指定寄付金に係る特別措置

被災私立学校の復旧等に対する寄付金の募集に関し、日本私学振興財団に対する申請手続を簡素化していただきたい。

5. 税制上の優遇措置

災害復旧にかかる建設費、整地費、教育研究用設備及び備品の支払い又は購入費に係る消費税の免除措置を講じていただきたい。

6. 被災学生に対する奨学生採用に当たっては、被災学生は全員無条件採用のための予算措置をしていただきたい。

以上

2月20日、武田、日下両代表が上京。与謝野馨文部大臣との面会の席上で要望書を手渡し、陳情をおこなった。あわせて、同日には日本育英会にも出向き、理事長はじめ会長にも要望書コピーを手渡し、被災被学生採用の依頼をおこなった。

その後、24日までの間に両代表は私大連、私学振興財団、日本私立短期大学協会等の関係団体に足を運び、理解と協力を要請。日本私立大学団体連合会、日本私立大学連盟、日本私立大学振興協会等には、とりあえずファクシミリで要望書を送信した。その他、兵庫県知事には郵送にて、県選出の衆参両院議員全員の19人ほか、先方から送付要請のあった国会議員にもファクシミリ送信を行った。また、上京の機会をとらえて与党自民党の最高顧問、幹事長、文教委員長はじめ両院の有力議員9人に面談し、陳情をおこなった。あわせて、野党新進入党首はじめ同党政策審議会のメンバー4人とも面談。武田代表は野党のシャドーキャビネットで現状を訴え協力を要請した。土井たか子衆議院議長も多忙のなか、武田代表と会談。席上、武田代表は土井議長から激励を受けた。連絡会の活動に関しては、世論のバックアップが大切との当初からの方針を実現するため、両代表及び、両事務局はマスコミ各社からの取材依頼にはすべて対応した。

その後、国会で行われた補正予算をめぐる審議の過程で、両代表は、おりにふれ関係議員や団体に要望書を送付したり、上京の機会をとらえては面談や陳情を繰り返した。周知のように5月15日の閣議で決定された平成7年度第1次補正予算案は、5月19日には衆参両院で原案通り可決成立した。

連絡会参加法人に対しては、陳情の模様や当局の審議の進展について、両代表名で数度の報告を送信。参加法人には常に情報を流し、よき理解と情報の共有化を図った。

示された補正予算は要望事項の文言通りではないものの、実質的には、要望したものを得ることができた。

国会の可決成立前ではあったが、行政当局の方針と、可決の見通しが立った4月24日、本学にて第2回目の連絡会が開催された。席上、第2回目のアンケート調査報告及び、一応の成果を得たことで役割を終了したことが両代表から表明され、今回をもって解散との提案がなされたが、参加法人からは、建物復旧等数年次にわたる問題を抱えている現状に鑑みて、本連絡会を継続させる意向が示され、武田、日下両代表は留任、連絡会はこのまま置き、必要に応じての開催とすることが決められた。

その後、各大学・短大では当局による被害額査定が行われつつあったが、震災後数カ月を経て、新たなものや当初不明だった被害が判明した例もあり、7月17日には第3回目のアンケート調査を実施。国との第2次補正予算審議に資する資料として、また、その後の被災大学・短大の状況理解のために、文部省はじめ関係各方面に送付した。

阪神地区の被災私立大学・短期大学とともに歩を進めた今回の連絡会に対し

て、本学がいささかの役割を果たせたものと考える。

⑦追悼礼拝の開催

関西学院は、今回の震災で理事1人、教職員（元・現役）7人、学生15人、同窓生約40人と多くの犠牲者を出した。学院ではこの事態を重く受けとめ、広く学生、同窓、教職員に呼びかけ、3月18日12時30分から中央講堂において「関西学院 阪神・淡路大震災による犠牲者追悼礼拝」を行った。

なお、日程、場所、広報、プログラム内容等については、追悼礼拝準備委員会および準備小委員会において検討し、事務局は総務課が担当した。

当日は、学生の遺族80人をはじめ約2,000人が参列し、かつて本学で「日本国憲法」などの講義を担当した土井たか子衆議院議長も出席した。会場には祭壇にユリやカーネーションと共に遺影が飾られ、讃美歌の流れる中、荘厳な雰囲気で礼拝は始められた。武田理事長、柚木学長、木村同窓会長がそれぞれ追悼の辞を述べ、宮田院長の挨拶の後、最後に参列者全員が、壇上でこやかに微笑む遺影に深いおもいを込めて献花し、悲しい別れを告げた。



中央講堂での追悼礼拝

⑧日本基督教団 関係

一瞬のうちに6,000人以上の尊い命を奪い、関西学院でも15人の大学生、8人の理事・教職員、そして40人におよぶ同窓生の犠牲を出した阪神・淡路大震災は、忘ることのできない悲しい出来事であり、痛恨事であった。

さらに2月1日の夜、日本基督教団「阪神大震災」救援活動センターとの間に起きた不幸な事件は、学院の内外に今も尚、深い傷跡を残している。

この事件について、関西学院は直ちに2月2日付で抗議の文書を日本基督教団総会議長原忠和氏に送ったが、2月7日付でなされた回答は、学院の理解との間には大きな隔たりがあったので、2月10日付で再度抗議文書を教団に提出することになり、宮田満雄院長、船本弘毅宗教総主事、鳥越皓之副学長の3人が上京して、教団4役に直接説明し文書を手渡した。たまたま、教団「阪神大震災」救援活動センター統括責任者桑原重夫牧師も4役会に同席していた。その後教団は、日本基督教団「関西学院における2・1問題に関する委員会」を設けて、この問題に対応することを決定したので、関西学院は2月27日付で、この委員会と総会議長宛に事件の詳細な経過を説明する文書を発送した。関西

学院が今回の事件について発表した公式の文書はこの3通であるので、それに基づいて、経過と現状を報告することにする。

事件の発端は次の通りである。2月1日午前中に、兵庫教区から関西学院宛に、日本基督教団「阪神大震災」救援活動センター被災者仮設住宅問題委員会の構成などを記した文書が、ファックスで送付されて来た。その後同日17時前に宮田院長のところへ、原総会議長、桑原救援活動センター統括責任者、菅沢現地実行委員長の3人連名で、17時30分に趣旨説明のために学院を訪ねるという知らせが再びファックスで入った。宮田院長は直ちに西宮公同教会に電話をし、原、桑原、菅沢の3氏それぞれに、「ファックスを受け取ったのは今朝のことであり、大学入試の初日でもあり、関西学院はまだその文章を検討していないこと、また5時30分から学内で会議があるので会うことはできない」と伝えたところ、最後に菅沢牧師は「わかりました」と了承したのであった。

しかしそれにも拘らず、同日18時過ぎに、関西学院同窓記念会館で開かれていた関西学院災害対策本部会議の席上に、教団「阪神大震災」救援活動センターの統括責任者桑原牧師、現地実行委員長菅沢牧師をはじめ20数人が突然入室して来た。会議中であることを伝え退場を求めたが、彼らは日本基督教団総会議長の委託を受けて来たのだから話を聞くようにと言って入り込み会議を妨害し、その後90分にわたって菅沢牧師らは一方的に発言をした。その内容は、仮設住宅建設のために日本基督教団から1億円を拠出させた。1日も早く我々の手による仮設住宅（カナディアン・アーチハウス）を建てたいので、関西学院のグラウンド、さらに中央芝生まで提供してもらいたい。急を要することなので、この場で決定して欲しいと一方的に要求したのであった。

当日の関西学院側の出席者は、武田理事長、宮田院長、柚木学長、中島高中部長など23人であったが、議長である武田理事長は、仮設住宅建設に関する具体的な案は今日聞いたばかりであり、この会議では決定できないと返答した。

しかし彼らは納得せず、一方的の要求を長時間に亘って続けた。そして午後9時30分頃、菅沢牧師は、「今日は覚悟がある」と言いつつ、ズボンのポケットからナイフを取り出し、刃を開いて右手に振りかざしたところで仲間が止めに入った。その後菅沢牧師に代って、桑原牧師が交渉役となり、土地提供の要請が繰り返し行われたが、武田理事長は日本基督教団から正式の文書による要請があれば、大学など関係部局と協議の上、理事会にはかることはできるが、その結果は保証できない旨をくり返し回答した。そして午後11時頃、桑原牧師の判断により教団の救援活動センターのメンバー達は引き上げたのであった。

日本基督教団の名の下で引き起こされたこの事態を深刻に受け止めた関西学院は翌2日理事長、院長、学長、高中部長の連名で第1回の抗議文を教団総会議長宛に提出した。

すでに述べたようにこの抗議に対する回答は不充分なものだったので、関西学院からは代表3人が上京し、第2回の抗議文を手渡すと共に状況を説明したのであるが、それ等の文書については資料集にまとめてあるので参照願いた

い。

日本基督教団は関西学院の訴えに対して、日本基督教団「関西学院における2・1問題に関する委員会」を設けて対応をはかり、教団の小島副議長、一色書記を含む7人の委員会は、後宮俊夫牧師を委員長に検討し、2月28日次のような処置をとるよう議長に勧告し、議長はその旨を学院に回答して来た。その内容は

1. 2月1日の夜の教団関係者の行動をおわびする。2. 責任者として議長は、救援活動センター本部長および同センター被災者仮設住宅問題委員会委員長を辞任。3. 当初の直接の責任者である桑原牧師を救援活動センター統括責任者から解任、菅沢牧師を被災者仮設問題委員会現地実行委員長から解任。4. 「救援活動センター」を改組。5. 速やかに救援活動センターの新運営委員会を発足させ、その時点で辞任と解任を効果化す、ということであった。

関西学院は3月7日付で総会議長宛に、日本基督教団「関西学院における2・1問題に関する委員会」の努力を多とし、なおいくつかの不満は残るもの、この回答を受け入れて今回の問題は終わりにし、今後の教団の動きを見守りつつ、これから日本の日本基督教団と関西学院の関係を考えていきたいという文書を送付したのであった。

しかし、教団は4月6・7日に開催した常議員会において、あらたに「調査委員会」の設置を決定した。6月29日に飯坂良明氏を委員長とする調査委員会の5人の委員が来阪、関西学院からは、前回と同じく宮田院長、船本宗教総主事、鳥越副学長が出席して、2月1日の事件について再度説明すると共に、関西学院のこの問題への姿勢を明確に伝えた。

学院としては、一日も早くこの問題が正しく解決され、学院の中に広がった日本基督教団、ひいてはキリスト教に対する不信や疑いが取り除かれ、新しい歩みが始められることを切に願っている。

2. 大 学

①学生・教職員の 安否確認

学生の安否確認については、各学部とも震災後すぐに学生名簿、連絡ノート等を用意し、登校した学生あるいは電話連絡のあった学生からの情報により確認していった。また、全学的には1月27日付で全学生に連絡事項を郵送するとともに被災状況確認の返信ハガキを同封し、返信のない学生には電話等で確認

した。ゼミの連絡網による確認も役立った。教員については主に電話によって確認が行われた。

各学部、研究所等における状況については以下のとおりである。

【神学部】

□ 学生

- ・大学近辺在住の下宿生有志数名及び学生主任、事務長、事務主任が協力し、避難所の特別電話回線により学生の安否情報入手と確認を行った。また、学生主任を中心として、教員数名が近辺の下宿生宅を訪問し安否を確認した。
- ・神学部玄関に白板を取り付け、開門時間外の学生からの安否情報の記入を試み、数件確認した。

□ 教員

- ・大学近辺在住の教員については、本人または他の教員から2～3日中に被害情報を入手した。
- ・遠距離在住の教員については、電話回線が復旧後、電話により確認（2～3人）。

□ 確認後の処置

- ・学生については全員（約120人）の現居住地、安否、被害状況（概要）一覧表を作成した（1月18日付、2月10日付）。

【文学部】

□ 学生

- ・文学部玄関に学生名簿を用意し、登校した学生に確認してもらった。また、文学部玄関にノートを用意し、伝言等を書いてもらった。
- ・演習クラスでの友人の安否把握情報を演習担当者からもらうケースもあった。
- ・大学院生で返信のない場合は、研究室を通して確認した。

□ 教員

- ・学部連絡網に従い、電話で確認した。

□ 確認後の処置

- ・教員、教学補佐については1月23日に説明会を実施した。

【社会学部】

□ 学生

- ・安否確認ノートを作成した。事務室に来た学生、また知る限りの学生の安否を記入してもらった。ノートは執務時間以外は学部校舎の出入口に置き、登校した学生が自由に記入できるようにした。また、電話連絡のあった学生には、他の学生に学部事務室へ安否を知らせるよう伝えてほしい旨、依頼した。ゼミ連絡にても確認した。
- ・大学院生の場合、大学院生会長が中心になり院生間で連絡を取り合い、事務室へ連絡してもらった。

- 教員
 - ・各教員から事務室へ連絡があった。
- 確認後の処置
 - ・未確認リストを作成、判明分を削除した。各教員へ配付し、確認できている者について報告をもらった。

【法学部】

- 学生
 - ・開室時間中はカウンターにネームリストを置いておき、来室した学生の氏名を確認してリストの消し込みを行った。また、来室した学生から友人の安否を聞き、リストの消し込みを行った。閉室後はA号館、法学部本館の外にネームリストを出し、遅くに来学した学生に消し込みを依頼した。ゼミ単位でも学生から安否情報リストがもたらされた。
 - ・死亡情報のもたらされた学生の確認を電話で行った。
 - ・大学院生の場合、来学した学生から安否情報の聞き取り調査を行った。また、海外からの電話は比較的スムースに通じたため、海外にいた院生から安否情報がもたらされた。
- 教員
 - ・電話連絡で安否確認を行った。また、教職員が被災地へ行き、安否確認を行った。
- 確認後の処置
 - ・死亡学生のゼミ担当教員へ連絡し、ゼミ担当者が家庭訪問した。追悼礼拝後に法学部で遺族、友人、学部関係者が集い、故人を偲ぶ会をもった。

【経済学部】

- 学生
 - ・安否確認の為の学生名簿を準備しておき、登校した学生の被災状況等を記載していった。
 - ・経済学部玄関にノートを準備しておき、学生に他の学生の安否及び伝言等を記載してもらった。また、ゼミ単位の連絡網で安否情報がもたらされた場合もあった。
 - ・大学院生の場合、院生間で連絡を取り合うとともに、来学した院生から情報を入手した。
- 教員
 - ・教職員名簿の順に学生会館の公衆電話を利用して教員の安否確認を行った。
 - ・西宮市内から電話連絡が困難であったため、市外に在住している教務補佐に安否確認を依頼した。各教員から事務室に連絡があった場合もあった。
- 確認後の処置
 - ・死亡情報を確認した学生については、基礎演習担当者に死亡学生の自宅

を、学部を代表して見舞ってもらった。

- ・追悼礼拝終了後、死亡した学生の遺族の方々を学部に迎え、懇談の時をもった。
- ・震災後の連絡先を明示した教員連絡網を作成し配付した。

【商学部】

□ 学生

- ・学生から連絡があった者（友達も含めて）を名簿でチェックした。
- ・2月11日～13日に全員来学させ、9割以上確認できた。この期間に来れなかった学生のうち、追試験希望を郵便で申し込んだ学生のチェックをすることにより、ほとんどの学生の確認を行うことができた。
- ・大学院生の場合、昼間学生については大学院生から全員無事との確認を受けた。マネジメントコースの学生は大学からのハガキのみ郵送した。

□ 教員

- ・公衆電話により1週間くらいで全員無事との確認を行った。

【理学部】

□ 学生

- ・拡大コピーした各学年の名簿を事務室カウンターに置き、本人・友人の安否をチェックした。
- ・緊急連絡先（学生の実家も）に連絡のうえ確認した。
- ・大学院生の場合、研究室ごとに教員が確認した。

□ 教員

- ・教員の個人のルートで確認し、連絡のとれた者には色々な方法（例えば徒步）で確認した。

□ 確認後の処置

- ・震災当日と翌日はすぐに帰宅するように指示した。

【産業研究所】

□ 教員

- ・所長を含め4人の教員については、震災後数日中に電話で安否の確認を行った。

□ 確認後の処置

- ・職員の安否と共に災害対策本部に報告した。

【情報処理研究センター】

□ 教員

- ・教員2人と実験助手3人のうち、震災当日来学し確認できた者が1人、1月18日が1人、21日が1人、センター職員の家に来訪し確認できた者1人、留学中の者が1人であった。

□ 確認後の処置

- ・確認が取れしだい、人事課に逐次報告した。

【スポーツ科学・健康科学研究室】

□ 教員

- ・教員 8人の安否は 3～4 日で確認がとれた。方法としては電話、大学近辺在住者は現場におもむいて、また情報交換によって確認した。

□ 確認後の処置

- ・災害対策本部会議にて報告した。

【教職課程室】

□ 教員

- ・非常勤講師については、震災後 2 日目頃から電話で安否の確認及び授業や試験に関する連絡を行った。震災後 1 週間以内に完了した。
- ・専任教員 2 人については震災当日に確認し、2 日後に来学した。

【学生部】

□ 学生

- ・1月19日から課外活動団体の部員の安否確認を電話で行った。約 1 週間 すべての確認を終えた。

【総合体育館】

・非常勤講師の安否確認

1月19日より非常勤講師15人の安否確認を行った。同時に学院の状況をお知らせした。電話連絡では、電話が通じにくいため夜自宅から電話をかけたり、西宮在住の先生方には、自宅にお伺いして状況の確認をした。中には、全壊で行き先がわからない先生もおられて避難先の小学校を尋ねてお会いした。家屋の全壊は 2 件であった。

②大学の意思決定

(臨時学部長会
等の開催)

【大学連絡会】

震災による被災後の緊急事態への対応のため、全学的な組織として理事長のもとに 1 月 18 日から「全学連絡会」が設置され、10 時と 14 時の計 2 回、全部局から集まって、それぞれの被災状況報告や緊急対策の相談が行われた。大学としても、震災直後に副学長のもとで（学長は震災前日から東京出張中のため、当日は連絡がとれなかった）、1 月 21 日までの全学の授業を休講とする応急措置を行い、1 月 19 日からは毎日 13 時より大学関係部局の部課長による「大学連絡会」を開催して対策を相談することになり、19日の「第 1 回大学連絡会」は、次の特別措置を学長決定として発表することにした。

- 1) 1 月 27 日までの授業はすべて休講とする。したがって、1994 年度の授業は終了とし、補講は行わない。
- 2) 震災以後授業時間中に行う予定であった試験はすべてリポートとする。
- 3) 秋学期定期試験は予定通り行う。
- 4) 震災により、試験担当者の採点作業が不可能な場合は代理採点を認め る。

【拡大学部長会】

1 月 20 日 10 時からの「全学連絡会」で学院緊急体制として「兵庫県南部地震

「災害対策本部」が提案されたことに伴い、その組織の一部として学長室が「大学関係本部」となり、その下に「拡大学部長会」が設置された。「拡大学部長会」は、教授会・大学評議会・大学院委員会の権限を一部委譲され、学部長・大学評議会全学選出評議員数名・学長室会構成メンバー・生協理事長・宗教活動委員会委員長（ボランティア担当）で構成された。

この組織変更によって、1月20日13時から予定していた第2回大学連絡会を「第1回拡大学部長会」に切り換えて開催し、以下を行った。

- 1) 拡大学部長会の役割、構成員の承認。
- 2) 第1回大学連絡会決定事項の承認。
- 3) 高等部推薦入学面接試験延期の了承。
- 4) 入学試験の追試・再募集についての検討を行う委員会を、拡大学部長会の下に設置することの承認。
- 5) 入学試験の予定通りの実施と入試業務への緊急協力の確認。

翌1月21日に「第2回拡大学部長会」を開催し、以下を決定した。

- 1) 4月以降の学事日程を2週間遅らせ、入学式を4月17日、授業開始を4月24日とする。
- 2) 学生の安否の確認及び学事日程通知のため、全学生へ早急に文書を大学として郵送する。
- 3) 秋学期定期試験の取扱いについて、
 - a. 定期試験に代わるリポートの提出締切を、4年生は2月28日、1～3年生は3月6日とする。
 - b. 追試験はすべてリポートとし、災害理由による場合は100%採点とする。
 - c. 被災学生はケースバイケースで対応する。
- 4) 1月22日の態勢は各部署の判断にまかせる。

さらに、1月23日15時から「第3回拡大学部長会」を開催し、以下を確認、了承、決定した。

- 1) 入学試験に関して、
 - (1) 再募集については検討委員会で実施の方向で検討の上、入試委員会で詰める。
 - (2) 入試実行に関する人員態勢については、教職員の全面的協力を依頼する。
- 2) 秋学期定期試験に関して、第1回・第2回拡大学部長会での決定事項の措置を講ずる。
- 3) 新聞への掲載に関して、定期試験など学事日程、大学から学生への文書の郵送、大学への問い合わせ方法等に関する記事などの掲載。
- 4) 修士論文の提出締切日の変更は、既に決定している研究科を参考に、各研究科の判断で行う。

【臨時学部長会】

定例の第10回学部長会を1月24日16時30分より開催し、

- 1) 拠大学部長会の設置と拠大学部長会決定事項の確認。
- 2) 震災に伴う入学試験の実施方法についての入試委員会での決定事項の確認。
- 3) 定期試験をすべて1時間遅らせて実施することを教務主任会議に諮ることの了承。

などを行うとともに、今後、災害対策に関する緊急かつ共通事項に限定して、拠大学部長会に代わって学部長会が中心になって対応していくことを臨時大学評議会において学長が提案することを了承した。

定例第10回学部長会の了承に基づき、1月26日14時30分より臨時学部長会を開催し、以下を行った。

- 1) 1月25日開催の教務主任会議の検討結果に関して、
 - a. 1995年度大学授業スケジュールの了承。
 - b. 1994年度秋学期定期試験実施要領の了承。
- 2) 震災に係る授業料減免措置の内容を、受験生・在学生に対して新聞広告欄を利用して広報することの了承。
- 3) 入学試験の追試験実施内容の了承。
- 4) 異例事態なので学部教授会成立人数など規程にとらわれない弾力的な運用の再確認。

【臨時大学評議会】

1月27日午前11時より臨時大学評議会を開催し、以下を行った。

- 1) 震災に係る大学緊急体制に関して、学院との協力のもと非常臨時体制を組み、拠大学部長会を設け、応急的対策を実施してきた経過とその内容の事後承認、及び今後の応急的な事項については学部長会が中心になって対応していくことの了承。
- 2) 定期試験及び追試験のスケジュール等の承認。
- 3) 被災により受験できなかった受験生のための特別入試の3月5日実施の承認。
- 4) 1995年度大学授業スケジュールの承認。
- 5) 授業料減免措置を新聞等により広報することの承認。
- 6) 土・日曜日の電話照会への事務体制への協力を了承。

【臨時学部長会】

1月31日午後1時より臨時学部長会を開催し、以下を行った。

- 1) 1月30日開催の臨時教務主任会議の検討結果の了承。
- 2) 緊急を要するため大学と財務部で検討を行い、理事会常務委員会が了承した学費減免措置及び災害特別貸付金制度の了承。
- 3) 入学試験の安全対策に関する入試部長文書の了承。
- 4) 被災受験生対象の特別入試の要項の了承。
- 5) 交換学生用国際プログラム冬学期補講の了承。